

# 仙台市行財政改革プラン 2003

平成 15 年 3 月

仙 台 市

## 目 次

### はじめに

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 第 1 | 計画策定の趣旨及び計画期間            | 1  |
| 1   | 計画策定の趣旨                  |    |
| 2   | 計画期間等                    |    |
| 第 2 | 基本的な考え方                  | 3  |
| 1   | 計画の体系                    |    |
| 2   | 新たな財政運営の枠組み              |    |
| 第 3 | 推進方策                     | 6  |
| 1   | 推進体制                     |    |
| 2   | 市民等への周知                  |    |
| 第 4 | 行財政運営の効率化                | 7  |
| 1   | 行政運営の簡素・効率化              |    |
| 2   | 行政の守備範囲の見直し              |    |
| 3   | 事務事業の重点化                 |    |
| 4   | 受益と負担の適正化                |    |
| 5   | 職員数の削減及び人件費の抑制           |    |
| 6   | 外郭団体の効率化・活性化の推進          |    |
| 第 5 | 市民とのパートナーシップに基づく行政運営     | 17 |
| 1   | 市民との信頼関係の確立              |    |
| 2   | 市民協働の推進と政策形成過程等への市民参画の促進 |    |
| 3   | 市民・事業者・行政の適切な役割分担の推進     |    |
| 第 6 | 職員の意識と組織風土の改革            | 20 |
| 1   | 地方分権・市民協働の時代に対応する人材の育成   |    |
| 2   | 効率的・創造的な市政運営を推進する組織風土の醸成 |    |

はじめに

希望をもって歩みをはじめた新世紀がはや三年目を迎えましたが、私たちを取り巻く内外の情勢は混迷の中にあり、不透明な社会状況を容易に拭い去ることはできません。

さらに、極めて厳しい行財政状況は、国・地方を問わず共通の課題であり、その克服に何ものにも先んじて取り組むことが必要です。

また、国から地方へという分権社会を目指す流れが一層強まっております、この潮流に対応するためには、地方自らが主体的に課題に取り組み、解決していくことが肝要です。今こそ柔軟な発想と強い意志をもって、新しい時代への道を切り拓いていかなければなりません。

こうした時代環境の中においては、自らを律し、行財政運営の一層の効率化、適正化を図りながら、都市の未来を確かなものとするために必要な事業を着実に推進していくことが、市政運営の基本であると考えております。

発想を新たにし、市民との共感・協働をさらに深め、市民とともに「21世紀都市・仙台」を育ててまいります。

「行財政改革プラン2003」はこのような認識に立ち策定したものです。本計画に基づき、行財政改革の推進に真正面から取り組んでまいります。

仙台市長 藤井 黎

## 第1 計画策定の趣旨及び計画期間

### 1 計画策定の趣旨

本市では、行財政運営を取り巻く環境の変化に対応すべく、平成7年10月に「行政改革大綱」、10年5月に「新行財政改革推進計画」を策定し、行政運営の効率化等について早くからその着実な推進に努めてきました。平成11年度から15年度までを計画期間とした「新行財政改革推進計画」は、これまでに計画に掲げた77の実施項目のうち74項目について完了若しくは継続して実施中であり、その割合は約96%になります。さらに計画には記載しなかったものの、本計画の基本的取り組み方針に基づき各局等で取り組んだ項目が11項目あります。これらにより、単年度ベースで約46億円程度の経常的経費を削減し、少子高齢化や環境問題などへの対策を充実し、より切実な市民ニーズに対応してきました。

しかしながら、これまでわが国の高度経済成長を支えてきた社会経済システムは、大きな変革を余儀なくされており、その潮流が予想を上回る勢いで押し寄せつつあります。長引く景気の低迷や、雇用問題などの課題に直面するなど、まさに時代の大きな試練の中にあります。

また、本市においても、市税収入が連続して前年度を下回る状況が続いており、行財政運営を取り巻く状況はその深刻さの度合いを増してきております。

このような状況においては、市政が税や使用料などの市民の負担によって賄われているということを、常に念頭において行財政運営の効率化、投資の重点化などを一層強力に推進し、健全な財政運営を確保していかなければなりません。そのうえで、経済・雇用対策、子供が健やかに育つ環境づくり、都市の持続的発展の基盤となる社会資本の整備など、市民生活の安全・安心を確保し都市の活力を生み出すうえで不可欠な事業は、着実にこれを実施していく必要があります。

また、本格的な地方分権の時代の到来を迎え、これからの市政運営においては、地域の個性を活かしながら、自主・自律的なまちづくりを進めていくための都市経営の感覚が求められております。都市経営の重要な舵取り役として、市政運営の基本となる市民とのパートナーシップの構築や、常に意欲的に市政改革に挑戦するような職員の育成、組織風土の醸成などに取り組むことが必要です。

これらの取り組みを進め、将来の変化に対応しうる柔軟かつ積極的な行政運営を可能とする新しい都市経営体制の構築を目指して、「行財政改革プラン2003」を策定いたしました。

## 2 計画期間等

本計画は、前計画の期間を一年前倒して終了し、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 か年間を期間とする計画とし、この間に取り組むべき改革の方針とそれに基づく具体的な実施項目を掲げています。

なお、「新行財政改革推進計画」で現在未実施となっている 3 項目については、本計画に引き継いで推進します。

また、社会経済環境の変化などに対応しながら、さらなる実施内容の追加などに努めます。

## 第2 基本的な考え方

### 1 計画の体系

この計画は、本市の行財政運営を取り巻く厳しい環境に対応しつつ、将来の変化に対応しうる柔軟かつ積極的な行政運営を可能とする新しい都市経営体制の構築を目指し、これまでの改革も踏まえつつ、以下の3つの視点を柱とします。

この3つの視点に基づく施策の着実な実施を図るとともに、財政運営についても枠組みを設定し、毎年度の予算編成に取り組むこととします。

#### **行財政運営の効率化**

活力ある市政運営を継続しながら、次の世代の市民に過大な負担を残さないため、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、より一層効率的な行財政運営を推進します。

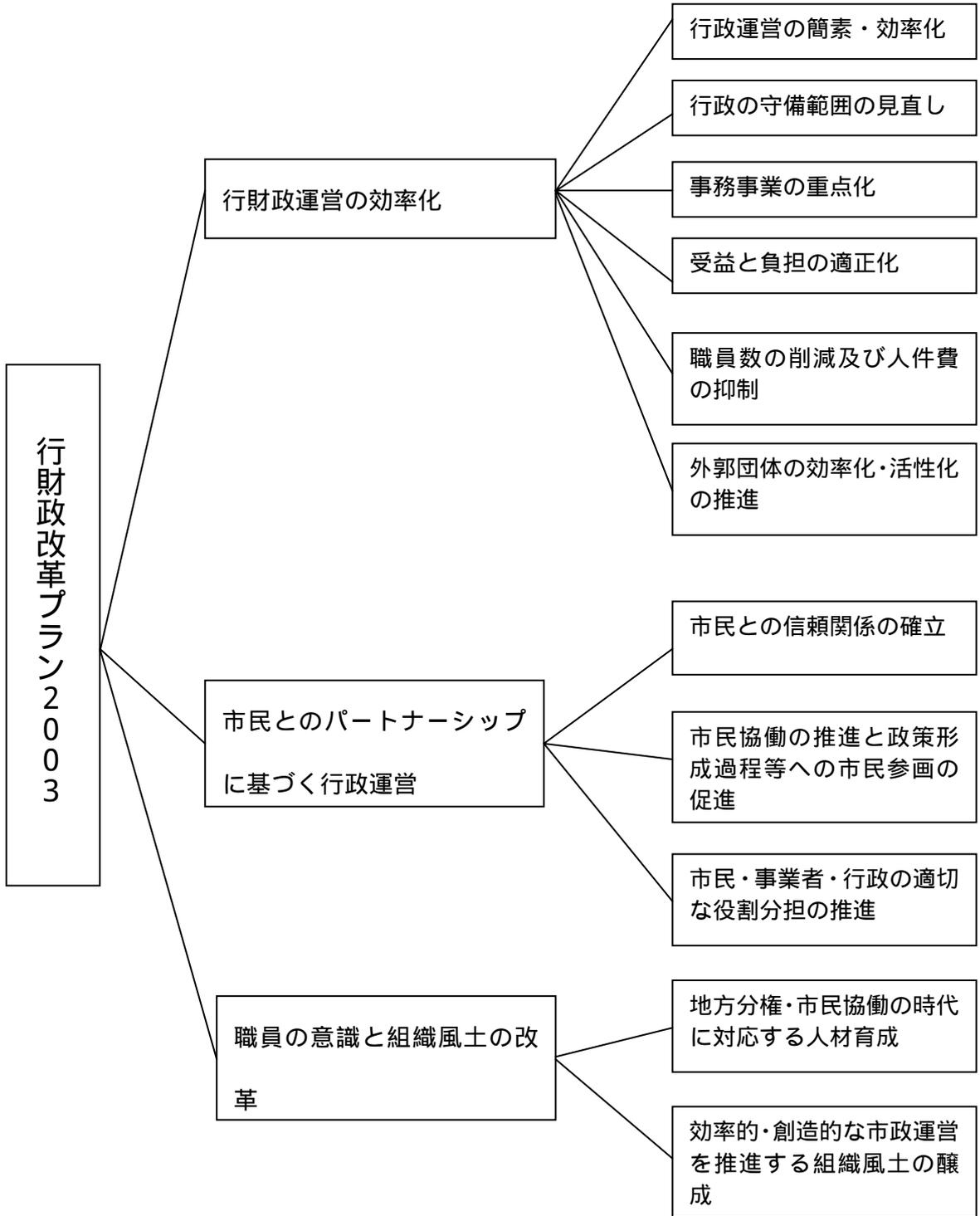
#### **市民とのパートナーシップに基づく行政運営**

市民と行政の情報の共有、相互理解を図りながらパートナーシップの構築に努め、それぞれの適切な役割分担のもとに市民協働によるまちづくりを進めます。

#### **職員の意識と組織風土の改革**

地方分権、市民協働の時代に的確に対応し、効率的・創造的な市政運営を推進する職員の育成や組織風土の醸成に取り組めます。

<行財政改革プラン2003構成図>



## 2 新たな財政運営の枠組み

本市では、平成 10 年度以降、収入の柱である市税の減収が続いています。

その中で、これまでも『財政運営の枠組み』を設定し、財政構造の健全化に努めてきました。

しかしながら、わが国は戦後例のないデフレ状況の中、極めて厳しい経済情勢が続いており、税収の回復を見通すことは困難な状況にあります。また、現在、国においては、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分のあり方の検討が一体で進められており、本市財政への影響も不透明なものとなっています。

このような状況の下、求められる施策を的確に推進しつつも、将来の市民に過大な負担を強いることのないよう、これまでの財政構造健全化のための取組みを継続強化することが必要です。そのため、普通会計における『新たな財政運営の枠組み』を以下のとおり設定し、毎年度の予算編成にあたることとします。

### (1) 市債と公債費を除いた財政の基礎的収支(プライマリーバランス)の均衡又は黒字化

将来に過大な負担を残さないため、借入金の返済を除いた支出を借入金以外の収入で賄う財政運営を維持します。

### (2) 普通建設事業費の一般歳出における構成比を平成 19 年度までに 25% 以内に引下げ

収入の増加が見込めない中、福祉関係の経費や借入金の返済といった義務的な支出の増加に対応するため、災害復旧を除く建設事業費の水準を段階的に引き下げます。

### (3) 市債(通常債)依存度を 12% 以内に抑制

借入金の返済に係る負担を軽減するため、建設事業を行うための借入金(通常債)の発行を引き続き抑制します。

## 第3 推進方策

### 1 推進体制

本計画は市長を責任者とする「行財政改革推進本部」において、改革の趣旨、必要性の徹底を図るとともに、実施のために必要な調整や進行管理を行いながら推進します。

また、行財政改革とは、本来、日々行政運営のなかで不断に取り組みられるべきものであり、行財政改革の趣旨を十分に踏まえ、本計画の項目以外の事務事業についても随時見直しを行い、必要な取り組みを進めます。

なお、本計画の策定にあたりご意見をいただいた、各界各層の方々に構成する「行財政改革推進会議」に毎年度進捗状況を報告し、助言指導をいただき改革の推進にあたります。

### 2 市民等への周知

行財政改革の推進にあたっては、まちづくりのパートナーである市民の理解と協力が不可欠です。従って、市政だよりやホームページなどを通じて、随時本計画の内容やその取り組み状況をお知らせし情報の共有に努めるとともに、寄せられる意見を反映しながら、改革の実現を図ります。

## 第4 行財政運営の効率化

市民の多様なニーズに的確に対応し、また、本市の未来を確かなものとしていくうえで必要な事業の着実な推進を図るため、将来にわたって健全な市政運営を可能とする行財政の仕組みの確立を図ります。そのため、事務事業全般にわたり新たな視点で見直しを行い、徹底した事業の効率化と重点化を進めるとともに、市民、事業者、行政の役割分担の適正化に取り組みます。

### 1 行政運営の簡素・効率化

事業運営の効率化を図るため、サービスの質の維持向上を図りながら、事業の民間委託を一層推進するとともに、事務の簡素・合理化により、経費の削減に努めます。また、効果的・効率的な行政サービスを提供するため、新たな事業手法を積極的に導入します。さらに、IT(情報通信技術)の積極的な活用により、電子市役所の構築を進め、事務の効率化とともに市民の利便性の向上を図ります。

#### (1) 事業の民間委託の推進

専門性、特殊性の高い分野など委託によっても十分な事業効果が得られるものなどについて、行政が担うべき責任を留保しながら民間委託を推進します。委託にあたっては、多様な事業主体の中からよりふさわしい受託者の選定に努めます。また、規制緩和の動きを踏まえながら、さらに事業の委託について検討を進めます。

#### 情報システムセンターの運用管理業務等の委託拡大

汎用コンピュータにより処理している業務について、運用管理の委託の拡大などによりコストの削減を図ります。

#### 保育所清掃業務・調理業務の委託

保育サービスの拡充などに対応するにあたり、両業務の民間委託を段階的に実施し、施設運営の効率化を図ります。

#### 家庭ごみ収集・運搬業務の委託拡大

家庭ごみ収集運搬業務の委託を引き続き推進します。

#### (仮称)松森工場の運転業務の委託

建設中の(仮称)松森工場の運転業務の民間委託により、施設運営の効率化を図ります。

#### 八木山動物公園管理業務の一部民間委託

施設管理業務の民間委託を行い、運営の効率化を図ります。

#### 下水道排水設備の設置確認等関連業務等の委託

給排水設備にかかる諸手続きや検査関連業務を一元的に行い、運営の効率化を図るため、下水道の排水設備等の申請受付、検査等の業務を委託します。

#### 南蒲生浄化センター汚泥処理施設運転管理業務の委託拡大

南蒲生浄化センターの汚泥処理施設運転管理業務について委託の範囲を広げ、一層の施設運営の効率化を図ります。

#### 埋蔵文化財調査業務の委託

埋蔵文化財の発掘調査業務について、民間委託を段階的に実施します。

#### 学校給食センター調理業務の委託

学校給食センターにおける調理業務について、段階的に民間委託を進め、事業の効率化を図ります。

#### 水道ポンプ場・配水所巡回点検等業務の委託

水道ポンプ場・配水所の維持管理業務のうち、施設巡回点検業務等について民間委託を行い、事業の効率化を図ります。

#### 市立病院医事業務の委託拡大

医事業務の民間委託について、入院に係るものにも範囲を広げます。

#### 市立病院給食調理業務等の委託

給食調理業務等について民間委託を行い、事業の効率化を図ります。

### (2) 事務の簡素・合理化

公共事業をはじめとする各種事業のコスト縮減、市有財産の有効活用、非常勤職員の活用、組織機構の簡素・合理化などに努め、より一層の事業の効率的な執行を図ります。

#### 組織の統廃合

建設局と下水道局の統合を行うなど組織の統合を進めるとともに、関連する業務の集約化などにより簡素で効率的な組織づくりを進めます。

#### 附属機関等の統廃合

社会状況の変化等により役割に変化が生じたもの、同種の行政分野に関するものなどについて見直しを行い、引き続き附属機関等の統廃合を進めます。

#### 公共事業のコストの縮減

「公共工事コスト縮減に関する新行動計画」の改定を行い、これまで以上に、公共事業のコストの縮減に努めます。

#### 市有地等市有財産の有効活用と処分の推進

土地開発公社の保有地も含め、遊休市有地の有効利用を図ります。また、利用の予定がなくなった土地については、その売却とともに貸付などによる活用を進めるなど市有財産の処分を推進します。

#### 公用車の共用化の促進

公用車の共用自動車としての集中管理を促進し、運用の効率化と車両数の削減を図ります。

#### 学校用務員の配置の見直し

学校用務員の配置について、非常勤職員の活用も含め見直しを図ります。

#### 図書館職員の嘱託化の推進

図書館の運營業務において、一層の非常勤職員の活用を図ります。

#### バス乗務員の嘱託化の推進

バス乗務員への一層の非常勤職員の活用を図ります。

### (3) 新たな事業手法の導入

民間の資金やノウハウを幅広く活用し、効果的・効率的な公共施設の整備や公共サービスの提供を行うため、PFIなどの事業手法を積極的に導入します。

### (4) 電子市役所の構築

時間や場所に制約されずに行政手続が行える環境の整備を進めることなどにより、市民の利便性の向上を図ります。

また、定型的な事務や、庁内共通事務などの電子化やそれに伴う業務プロセスの見直しなどにより、サービスの質の向上と事務処理の効率化を進めます。

さらに、各種情報を電子化し、それらを公開・提供することにより、一層開かれた行政運営の実現を目指します。

なお、個人情報のセキュリティ対策については、各種の対策を講じ万全を期します。

#### 市民利用施設予約システムの導入

市民センター、スポーツ施設等の市民利用施設の利用予約、空き情報の照会などが自宅や携帯電話などから行うことができるシステムを導入します。

#### 行政手続きのオンライン化等の推進

行政手続きに必要な申請書等のダウンロードサービスの拡充を進めるほか、自宅や公共施設などから申請等ができるシステムの導入を検討します。併せて、電子市役所時代の窓口業務のあり方について見直しを進めます。

#### 庁内事務の電子化推進

庁内における情報の共有化や事務の効率化を図るため、行政情報ネットワーク(庁内 LAN)の整備・拡充を進めるとともに、各種行政情報データベースや文書管理システム、電子決裁システム等の導入について検討します。

#### 汎用コンピュータによる業務処理の見直し

汎用コンピュータにより処理している業務について、システムの構築・運用コストを抑え、かつ、庁内における情報の共有などを可能とするシステムへの移行を図ります。

## 2 行政の守備範囲の見直し

社会経済状況の変化等を踏まえ、事務事業全般について行政が対応する必然性を再検討します。そのうえで市民生活への支障が生じないよう配慮しながら、事業の廃止や、民間により同種の事業を行うことが可能な分野、事業の専門性などにより民間のノウハウ等を活用することがふさわしい分野について、民間に委ねるなどの見直しを進めます。

### (1) 事業の民営化等の推進

既に民間が主体となって同種の事業が行われているものや、今後民間において事業化が可能な社会福祉施設の運営などについて、民営化等を推進します。

#### つるがや福祉作業所の民営化

事業の専門性を考慮するとともに、施設の効率的な運営を図るため、つるがや福祉作業所を民営化します。

#### 民間保育所の拡大

増大する保育需要に対応するため、社会福祉法人等の活用を進めます。

#### 鶴寿苑の廃止

事業の専門性を考慮するとともに、施設の効率的な運営を図るため、鶴寿苑を廃止し、社会福祉法人による特別養護老人ホームを整備します。

### (2) 行政の守備範囲の見直し

社会経済情勢の変化等を踏まえ、行政が対応することの妥当性・必要性を検討し、民間に受け皿があるものについては、可能な限り民間への移行を図ります。

#### 衛生研究所の守備範囲の見直し

民間において試験検査が可能なものについては、民間の検査機関に委ねることを基本とし、衛生研究所が担うべき業務を再編するなど、見直しを行います。

#### 公設小売市場の廃止

公設小売市場を取り巻く商業環境の変化などを踏まえ廃止します。

#### 建築確認・検査等業務の民間への移行

指定確認検査機関において行うことが可能である建築確認等の業務について、可能な限り民間への移行を進め、その他の建築行政の充実を図ります。

#### 市立幼稚園のあり方の検討

少子化等の社会状況の変化に伴い、行政と民間の守備範囲や幼稚園と保育所の役割分担など、市立幼稚園の今後のあり方について検討します。

#### バス事業への民間活力の導入

他のバス事業者と競合するなどの路線のうち、そのサービスが維持されるものについての民間事業者への運行の一元化や、路線バス運行の民間委託について検討を行います。

#### ガス事業の経営形態の検討

規制緩和に伴うエネルギー事業者間の競争の激化など、時代の潮流に的確に対応していくため、ガス事業の経営形態のあり方について、民営化を含め総合的な視点から検討を進めます。

### 3 事務事業の重点化

成果重視という視点から本市の事務事業を定期的に点検するシステムの構築を図るなどにより、既存事業について、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応しながら、統廃合などの見直しを行います。また、新規事業については、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本とし、投資効果の高い、真に必要な事業に重点的に資源を投入することとします。

#### (1) 行政評価システムの導入

本市の業務についてその目的を明確にし、その目的に沿って全事業の体系化を行い、前年度の決算を踏まえ、各事業に投入している資源と成果を明らかにします。そして、行政目的の達成のために事業運営のあり方を見直し、より効果的、効率的な運営に向けた施策の体系の再構築を図ります。

また、行政評価システムは、各事業に関する情報の提供により、市民とのパートナーシップに基づく市民本位の行政運営の実現や職員の意識改革等にも資するものとしてします。

#### (2) 既存事業・施設の統廃合等

社会経済環境や市民ニーズの変化等に伴い重要性や必要性に変化が生じてきている事業について廃止を含め見直しを行います。また、各種補助金の必要性や市が単独で行っている助成制度のあり方などの見直しを行います。

##### 行政サービスセンターのあり方の見直し

市民ニーズや行政サービスの提供の仕方の変化などを踏まえ、行政サービスセンターのあり方について見直しを行います。

##### 定時制高等学校のあり方の検討

少子化の進展や高等教育に対するニーズの変化等に伴い、定時制高等学校のあり方を検討します。

##### 消防職員待機宿舎の廃止

施設の老朽化等を勘案し、待機宿舎を廃止します。

##### 市立病院看護婦宿舎の廃止

施設の老朽化、利用状況及び敷地の有効活用等を勘案し、看護婦宿舎を廃止します。

#### 各種補助金・助成制度等の見直し

社会経済環境の変化等を踏まえ、補助金等の公益性や必要性について客観的な視点から見直しを行うほか、育成奨励的な目的の補助金等については、あらかじめ事業期間を設定するなどにより、制度運用の適正化を図ります。

また、市が単独で行っている助成制度などについても、そのあり方などの見直しを行います。

### (3) 新規事業の重点化

#### 新規事業の重点化

新規事業については、その必要性、有効性を一層精査し、重点的に取り組むべき事業に限られた財源と人員を効率的に投入します。

#### 普通建設事業費の抑制

道路や公園などの建設事業については、整備効果の高い路線や箇所等重点的に投資を行うなど投資効果を高めるとともに、優先順位の明確化、事業期間の調整や新規着工の抑制などにより、普通建設事業費の抑制を図ります。

## 4 受益と負担の適正化

市民負担の公平を図るため、市税や国民健康保険料、保育料、市営住宅使用料などについて、収入未済額の圧縮に向けた取り組みを進め、歳入の確保に努めます。また、サービスの受益者が特定される事業については、事業の実施に必要とされる行政費用を考慮した適正な市民負担について検討します。

#### 税、使用料、手数料等の収入未済額の縮減

市税をはじめ、国民健康保険料、保育料、市営住宅の使用料などの収納体制を強化するなど、収入未済額の縮減を図り、歳入の確保に努めます。

#### 市税等の負担の公平性の確保

客体捕捉の徹底などにより、適正負担を求めるとともに、減免制度について再点検を行うなど、市税等に係る市民負担の公平性の確保に努めます。

#### 受益者負担の見直し

各種の使用料などの市民負担について、その水準の妥当性の再検討を行うとともに、サービスの受益者が特定され、一定の負担を求めることが適当と判断される事業について有料化するなど、受益と負担の適正化を図ります。

## 5 職員数の削減及び人件費の抑制

新たな行政需要に対応するための人員を確保しつつ、事務事業の見直しや事務処理の効率化などを図り、職員数を削減します。さらに、職員の給与制度の見直し等により人件費の抑制を図ります。

### 職員数の削減

事業の民間委託、事務の簡素合理化、職員配置の見直し、組織機構の統合再編等により、現行の事業にあたる職員を 600 名削減します。一方、地下鉄東西線建設をはじめとする新たな行政需要に対応するための人員については適正化に努め、新規の要員の配置を 200 名以下にとどめます。以上により全体として計画期間中に職員数を 400 名以上削減します。

また、長期的には、行政と民間の役割分担の見直しをさらに進めることや、電子市役所構築による一層の事務の効率化を図ることなどで、より多くの職員数を削減できるような体制を整え、平成 15 年度から 10 年間で 1,000 名以上の職員数削減を目指します。

### 職員の給与制度の見直し

国の公務員制度改革の動向も見据え、55 歳以上の職員の昇給停止措置など給与制度の見直しを行い、人件費の抑制を図ります。

## 6 外郭団体の効率化・活性化の推進

外郭団体は各種市民利用施設の運営管理などの受託や公益的な事業を展開するなど、本市の行政の一翼を担い、市民サービスの第一線に立ってきました。しかしながら、現在の行財政環境下では、本市がこれまで同様の委託料や補助金などの財政支出を続けていくことは困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、各団体について、新しい視点でその役割や目的などを見直すとともに、より一層の事業運営体制の効率化を図るため、組織の統廃合や事業の総合化・重点化などの取り組みを進めます。さらに、民間の経営感覚を生かした運営を図るために民間の人材の登用を進めることや、接遇等の一層の改善を図るなど、組織の活性化とサービスの質の向上にも努めます。

## (1) 外郭団体の統廃合等

団体のより効率的な運営を図るため、同分野の事業を行う団体の統廃合を行うとともに、当初の出資の目的を達成したものや、民間企業として自立的な経営が可能なものなどについて、市の関与を縮小します。

### 外郭団体の統廃合等

芸術文化の振興、歴史・文化に関する調査研究などを効率的、総合的に推進する等のため、(財)市民文化事業団と(財)歴史文化事業団を統合します。

また、社会経済状況の変化等を踏まえ、各団体の事業のあり方を見直し、統廃合を検討します。

### 株式会社に対する出資の見直し

当初の出資の目的を達成したものや、民間企業として自立的な経営が可能な団体について出資の見直しを行い、市の関与を縮小します。

## (2) 事業運営の見直し

社会経済情勢の変化等にあわせ、民間において実施可能な業務で、より委託の効果が見込まれるものについて、民間企業等に委託先を変更します。また、自主事業の見直しや職員数の削減等に、各団体と連携しながら取り組みます。

### 駐車場、駐輪場の管理運営業務の委託先変更

市営駐車場、駐輪場の管理運営業務について、委託内容の見直し、委託先の変更などを進めます。

### 八木山動物公園の警備業務の委託先変更

八木山動物公園の警備業務について、民間企業等に委託先を変更します。

### バス車両、地下鉄駅舎清掃業務等の委託先変更

バス車両・地下鉄駅舎等清掃及び地下鉄保守検査業務について、委託内容の見直し、委託先の変更などを進めます。

### 自主事業の見直し

各団体の自主事業について市民ニーズの変化等にあわせて必要性の見直しを進めます。特に民間と競合している収益事業については、事業の存続も含め見直しを行います。

## 人件費の削減

非常勤職員の活用や、職員数の削減等により人件費の削減を図り、事業運営の効率化を進めます。

## (3)組織の活性化

市民サービスの第一線に立っていることを改めて認識し、団体自らが、人材の育成やサービス意識の徹底を図るための取り組みを一層進めるほか、市に過度に依存しない事業運営が図られるよう努めていきます。

### 民間からの人材の登用

民間の経営感覚等を生かした事業展開、顧客サービスを実施するため、引き続き民間企業経験者等を役職員に登用します。

### 外郭団体相互間の人事交流

多様な職場、職種を経験することにより、職員の資質の向上を図るなど、人材の育成を目的として各団体相互間での人事交流を進めます。

### 待遇等市民サービスの向上

各市民利用施設の窓口業務など、市民サービスの第一線に立つ団体職員の待遇等の向上に向けた取り組みを強化します。

### 自主財源の確保等

市の財政支出に過度に依存しない事業展開を可能とするため、各団体において可能な限り独自の収入の確保に努めます。

## 第5 市民とのパートナーシップに基づく行政運営

市民のライフスタイルや価値観の多様化に伴い、公共的なサービスについての市民のニーズも複雑かつ多様化しており、行政のみが主として公共的なサービスを担うことは不可能な時代を迎えています。

また、住民自らが地域の様々な課題を主体的に捉え、自分たちの暮らしやまちを豊かにするための取り組みを行うという気運の醸成も見られます。今日の社会においては、その構成員である市民・事業者・行政が地域社会の目指すべき方向や果たすべき役割について共通認識をもち、それぞれがもつ能力を活かしながら、適切な役割分担のもとに、連携・協力してまちづくりを担うことが必要です。

このような認識のもと、市政運営においてもより一層、市民とのパートナーシップを確固たるものとしつつ、市民とともに考え、行動していきます。

### 1 市民との信頼関係の確立

市民と行政とのパートナーシップ構築の前提として、市民と行政との相互理解を深めるため、広報活動の活性化、IT を活用した情報発信などにより、一層の情報の公開・提供を進めるとともに、双方向の意見交換の場を設定します。これにより、市民と行政の情報の共有を図るとともに、説明責任を的確に果たします。

#### 広報活動の活性化

多様な媒体を活用し、市民に対し率直・明快に市の意思を明らかにするとともに、市民の視点に立って、市民に的確に伝わる広報を推進するなど、広報活動の活性化を図ります。

#### 市政出前講座の充実

職員が地域に出向き、市の政策や事業について説明するとともに意見交換を行い、市政への理解を深めていただく市政出前講座について、対象事業の拡大など充実を図ります。

#### まちづくり資源情報データベースの整備

まちづくりに関する情報をデータベース化し提供するシステムを市民参加により整備します。

#### 相互理解の場の創出

市民・事業者・行政の相互理解を深めるため、連携交流の場の創出に努めるなど、各主体間の多様なネットワークづくりを図るほか、市民公益活動団体などと共同で研修を行う機会や、意見交換や交流を行う場の創出を進めます。

#### 行政評価システムの活用

本市のすべての事務事業を体系化し、それぞれに投入している資源と成果を明らかにし評価する行政評価システムを構築し、インターネット等を用いて分りやすいかたちで市民に公開することで、情報の共有化などを進めます。

## 2 市民協働の推進と政策形成過程等への市民参画の促進

市民とともに地域社会の課題を考えその解決を図ることや、市民の意見・要望を的確に把握し、市政に有効に反映させるため、事業の企画・立案から政策形成に至る幅広い市民参画を促進するための仕組みの充実を図ります。

#### 広聴機能の充実

市民意見を幅広く聴取し、市民の建設的な意見や提案を可能なものから政策や事業に反映させる仕組みや機能の充実に努めます。

#### 附属機関等への市民参加の促進

行政課題に応じて各界各層の意見を聴取する附属機関等について、その役割や性格に応じ、委員の公募や男女共同参画の推進などにより、幅広い市民参加を図ります。

#### 市民意見の聴取機会の拡充

広範かつ多種多様な市民の意見を施策や事業展開に反映するため、その各過程において市民アンケート、パブリックコメント、シンポジウム、ワークショップなどの市民協働手法をそれぞれの内容や段階に応じて適切に行います。

### 3 市民・事業者・行政の適切な役割分担の推進

多様化する市民のニーズや地域の抱える課題に的確に対応するため、市民・事業者・行政の役割分担や連携のあり方を検討するとともに、ボランティア活動やNPO活動などの市民公益活動や、企業の社会貢献活動を促進する環境づくりを行います。

#### 市民公益活動に触れる機会の提供

市民公益活動を理解し参加・参画するために必要な情報、体験できる機会、市民公益活動に取り組む人々との交流の場などの提供・拡充を図ります。

#### 市民公益活動の拠点機能の充実

市民活動サポートセンターの機能の充実や地域の市民利用施設に「市民活動室」を引き続き設置するなど、市民公益活動支援・促進機能の充実を図ります。

#### 市民協働企画事業の実施

市民との協働による地域におけるまちづくりを推進するため、市民の主体的な参画のもと市民協働企画事業を引き続き実施します。

#### 各種相談やコーディネート機能の充実

市民公益活動や企業の社会貢献活動に関する相談機能の充実のほか、ボランティア活動への参加や、市民公益活動団体と多様な市民の活動をつなげるためのコーディネート機能の提供などを進めます。

#### 市民公益活動団体への事業委託の推進

市民公益活動団体の特質や先駆性、創意などを生かし、より質の高い柔軟で効率的な行政サービスの展開を図ることが可能と考えられる事業については、手続の透明性を確保しつつ、市民公益活動団体への事業委託を進めます。

#### 人材育成の支援

専門的知識や技術を有するボランティア等の育成や、市民公益活動の発展段階に応じた多様な人材育成の支援などに取り組みます。

#### 企業の社会貢献活動参加機会の創出

企業の社会貢献活動を促進するため、各種情報や参加機会の提供等を行うとともに、企業のノウハウを市民公益活動に活かす機会の創出などをさらに進めます。

## 第6 職員の意識と組織風土の改革

地方分権や様々な分野における構造改革の進展, IT革命, さらには景気の低迷等に起因する財政状況の悪化など, 地方自治体を取り巻く社会環境はより一層急激に変化しております。このような状況において, 市民との協働による市民本位の行政を実現していくためには, それを担う職員一人一人が従来の発想から脱却し, 時代を先取りする柔軟な視点に立ち新たに枠組みやルールを再構築しながら, 積極的に改革に取り組んでいかなければなりません。

このような観点から, 地方分権・市民協働の時代に対応し, 意欲的に改革に挑戦する職員を育成するとともに, 効率的・創造的な市政運営を推進する組織風土の醸成に取り組みます。

### 1 地方分権・市民協働の時代に対応する人材の育成

地方分権・市民協働の時代にあって, 職員一人一人の能力を最大限に活用しながら, 市民主体の創造的なまちづくりを進めるため, 職員の意欲・創造力をより一層向上させるとともに, 市民の視点に立ったサービス意識の徹底を図っていきます。

#### (1) 改革に挑戦する意欲・創造力の喚起

##### 能力開発型人事配置の推進

多様な業務を経験することにより職員の能力開発につなげるジョブローテーションの推進や, 職員の意欲や専門的知識を活かすための庁内公募制度の拡充等に取り組めます。

ジョブローテーション: 人事異動を通じ様々な業務を経験することで, 仕事に対するより幅広い視野と意欲を育むことなどを促し, もって人材育成を図る仕組み

##### 能力・実績主義の徹底

新たな能力・業績評価制度の導入等により, 人事の活性化や職員の意欲向上を図ります。

##### 職員の意欲・創造力を高める研修の充実

地方分権時代の市役所を牽引する目的意識の高い, 意欲的で創造力に富む職員を育成するため, 職員研修の充実・強化を図ります。

#### 意欲的人材の登用

市民の視点に立った、より効率性と満足度の高い行政サービスを提供するため、優れたコスト意識、サービス意識を有する民間企業経験者の採用制度を導入するとともに、多様化する行政需要に対し、意欲と創造性をもって対処できる職員の登用を図ります。

#### コスト意識の徹底

限られた人員及び財源のもとで最良の行政サービスを提供できるよう、行政評価システム等を活用し市政運営における職員のコスト意識の徹底を図ります。

#### 市政にかかる基本的情報の共有

庁内 LAN 等を活用し、本市の重要施策や各種計画など市政運営の基本となる情報の共有化を図り、職員が幅広い観点から所管の事務事業に取り組むことができるような体制を整備します。

### (2)市民の目線に立ったサービス意識の向上

#### 窓口サービスの向上

窓口サービスに対する市民の満足度を高めるため、電話、窓口における対応の姿勢、話し方などの職員の総合的な接客能力のより一層の向上に努めます。

#### 職員率先行動の促進

職員の市民協働社会における一市民としての責務を自覚して行う、公益的な活動への積極的な参加や、日常生活における市民に率先する行動を促します。

## 2 効率的・創造的な市政運営を推進する組織風土の醸成

より効率的・創造的な市政運営を推進するため、時代の要請に迅速かつ的確に対応できる組織づくりを進めるとともに、より効率性を高めた事務処理システムの構築を図ります。

### (1)時代の要請に迅速・的確に対応できる組織づくり

#### 簡素で効率的な組織づくり

新たな行政需要に迅速かつ的確に対応していくために必要な組織の新設にあたっては、既存組織のスクラップ・アンド・ビルドを基本として取り組みます。

#### 横断的課題対応のための組織づくり

組織横断的な行政課題や市民のニーズに対し、既存の組織にとらわれず総合的かつ、柔軟に対応できる組織機構の構築を進めます。

(2) 意欲的に改革に挑戦する職員を育成する組織風土づくり

職員それぞれが目的意識を有し、責任を自覚し、かつ、組織ごとの縦割りにとらわれず横の連携を密にして課題の解決を図っていくとともに、従来の発想から脱却して行政運営を点検し、意欲的にその改革に挑戦していくことのできる組織風土づくりに努めます。

(3) 効率性を高めるためのシステムの構築

より効率的、創造的な市政運営を進めるため、行政評価システムや IT の活用、PFI 方式など新たな事業手法の導入などにより、柔軟な発想によるシステムの構築を図ります。